



2022年6月22日

各位

会社名 西尾レントオール株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾 公志
(コード番号 9699 東証プライム市場)
問合せ先 取締役本社管理部門管掌 四元 一夫
兼 社長室長
(TEL. 06 - 6251 - 7302)

サコス株式会社株券等（証券コード：9641）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

西尾レントオール株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2022年5月10日付で、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び公開買付者定款第26条に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、サコス株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：9641、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和23年法律25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2022年5月11日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2022年6月21日を以って終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 西尾レントオール株式会社
所在地 大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号

(2) 対象者の名称

サコス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式
新株予約権

- イ 2011年12月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2012年1月10日から2062年1月9日まで）
- ロ 2012年11月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2012年12月25日から2062年12月24日まで）
- ハ 2014年11月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年12月24日から2064年12月23日まで）
- ニ 2015年1月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年1月27日から2065年1月26日まで）
- ホ 2016年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年12月26日から2066年12月25日まで）
- ヘ 2018年11月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年12月25日から2068年12月24日まで）
- ト 2020年11月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

います。) (行使期間は2020年12月23日から2070年12月22日まで)

なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,789,278 (株)	(株)	(株)
合計	5,789,278 (株)	(株)	(株)

(注1) 公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である5,789,278株を記載しております。当該最大数は、対象者が2022年5月10日に公表した「2022年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(42,866,681株)に、対象者から報告を受けた2022年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の数(51,050株)を加えた株式数(42,917,731株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2022年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,179,303株)を控除した株式数(41,738,428株)(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)を算出し、その潜在株式勘案後株式総数から、公開買付者が所有する対象者株式(35,949,150株)を控除した株式数(5,789,278株)になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

2022年5月11日(水曜日)から2022年6月21日(火曜日)まで(30営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はございません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金432円

新株予約権

イ	第1回新株予約権	1個につき、金21,550円
ロ	第2回新株予約権	1個につき、金21,550円
ハ	第3回新株予約権	1個につき、金43,100円
ニ	第4回新株予約権	1個につき、金43,100円
ホ	第5回新株予約権	1個につき、金43,100円
ヘ	第6回新株予約権	1個につき、金43,100円
ト	第7回新株予約権	1個につき、金43,100円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書

に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 30 条の 2 に規定する方法により、2022 年 6 月 22 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,595,032 株	4,595,032 株
新株予約権証券	51,050 株	51,050 株
新株予約権付社債券	株	株
株券等信託受益証券 ()	株	株
株券等預託証券 ()	株	株
合計	4,646,082 株	4,646,082 株
(潜在株券等の数の合計)	(51,050 株)	(51,050 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	359,491 個	(買付け等前における株券等所有割合 86.13%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,422 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.58%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	405,952 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.26%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主等の議決権の数	416,514 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2022 年 5 月 11 日に提出した第 56 期第 2 四半期報告書に記載された 2022 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(41,738,428 株)に係る議決権の数 417,384 個を分母として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

決済の開始日

2022年6月28日(火曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針等については、公開買付者が2022年5月10日に公表した「サコス株式会社株券等(証券コード:9641)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付け後の一連の手続により対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することを予定しております。当該手続が実行された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

西尾レントオール株式会社	大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
西尾レントオール株式会社 東京支店	東京都千代田区外神田1丁目18番13号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上